地域集会施設の活用に関する実施計画

（改訂案）

令和８年（2026 年）　　月

旭川市

目　次

第１章　実施計画の概要
１　実施計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
２　これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
３　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
４　実施計画の位置付け等・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

第２章　施設の効率的な活用に向けた取組
１　施設の効率的な活用に向けた取組の考え方・・Ｐ７
２　施設の効率的な活用に向けた取組内容・・・・Ｐ８
(1)　設置目的・名称・・・・・・・・・・・Ｐ８
(2)　事業・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11
(3)　開館時間及び休館日・・・・・・・・・Ｐ12
(4)　指定管理者による管理・・・・・・・・Ｐ13
(5)　使用料及び利用料金の設定基準等・・Ｐ14
(6)　減免・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ19
(7)　その他運用に関すること・・・・・・・Ｐ21

第３章　生涯学習の振興
１　現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ22
２　今後の取組の方向性・・・・・・・・・・・・・Ｐ23

集会施設について

本市では、ときわ市民ホールや住民センター、公民館等、貸室としての性質を持つ施設を設置しており、町内会活動等のため地域住民による管理運営団体に貸し付けているものも含めて、旭川市公共施設等総合管理計画において、「集会施設」として総称しています。これら集会施設のうち、機能の提供範囲が主に地域である施設を「地域集会施設」としています。

設置根拠	施設名	機能提供範囲
旭川市ときわ市民ホール条例	ときわ市民ホール	市内全域
旭川市勤労者福祉総合センター条例	勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター	市内全域
旭川市市民活動交流センター条例	市民活動交流センター	市内全域
旭川市住民センター条例	東部住民センター、北部住民センター、永山住民センター、神居住民センター	主に地域
旭川市地区センター条例	末広地区センター、豊岡地区センター、忠和地区センター、啓明地区センター、神楽岡地区センター、新旭川地区センター、北星地区センター、春光台地区センター	主に地域
社会教育法及び旭川市公民館条例 ※貸室を行っていないものを除く。	中央公民館、永山公民館、東旭川公民館、神楽公民館、末広公民館、江丹別公民館、東鷹栖公民館、神居公民館、西神楽公民館、北星公民館、新旭川公民館、春光台公民館、愛宕公民館、東光公民館	主に地域
	東旭川公民館瑞穂分館、東旭川公民館日の出分館、西神楽公民館就実分館、東鷹栖公民館第１分館、東鷹栖公民館第３分館、東鷹栖公民館第４分館、神居公民館上雨紛分館	複数の町内会
旭川市農村地域センター条例	西神楽農業構造改善センター、東旭川農村環境改善センター、旭正農業構造改善センター、永山ふれあいセンター、東鷹栖農村活性化センター	主に地域
旭川市地域活動センター条例	末広地域活動センター、緑が丘地域活動センター	主に地域
旭川市地区体育センター条例	東地区体育センター	主に地域
旭川市生活館条例	近文生活館、市民生活館	主に地域
旭川市地区会館条例	西神居会館、嵐山中央会館	複数の町内会
その他の施設（町内会活動等のため、地域住民による管理運営団体に貸付けているもの）	緑が丘住民センター、サニータウン貸付地、中島交友会館貸付地、錦はるかぜ公園会館、春光１・２区青少年会館、春光中央青少年福祉会館、米原瑞穂会館、春光６区会館（借上げ）	複数の町内会

※　近文生活館及び市民生活館は、アイヌ文化伝承に関する事業を行っており、建物の規模が比較的小さいため、活用方針の対象外とします。

※　各施設は、設置根拠（条例）ごとに区分し、施設類型として整理しています。

第１章　実施計画の概要

１　実施計画の趣旨

本市では、公共建築物の老朽化に対して、できるだけ建替えを抑制しながら対応することとしており、先に策定した旭川市公共施設等総合管理計画第１期アクションプログラム施設再編計画（以下「施設再編計画」という。）において、住民センター、地区センター、公民館（分館を除く。）、農村地域センターなどの主に地域住民が利用する施設については、まず、施設の効率的な活用により、多様な活動の場所を提供していくこととしています。

施設の効率的な活用を検討するに当たっては、各地域集会施設の運用のほか、生涯学習の振興など、関連施策を推進するための事業構築についても整理が必要です。

利用者への説明や関連施策の推進に当たり、これらの事項を一体的に検討し進めていくことが必要であることから、地域集会施設の活用に関する実施計画（以下「実施計画」という。）として、施設の効率的な活用に向けた取組と生涯学習の振興に関する取組を併せて示すものです。

２　これまでの経過

（１）これまでの経過

本市では、地域集会施設に関する検討を、施設再編計画の策定作業と連動して平成 29 年度から本格的に進めており、これまで、市内各地域における意見交換会の実施や意見提出手続などの市民参加の取組を経ながら、「地域集会施設の活用方針（平成 31 年２月策定）」（以下「活用方針」という。）として、取組の方向性や主な検討項目及びその考え方をまとめています。

実施計画は、この活用方針をもとに、具体的な取組内容を整理するもので、令和元年８月に策定し、令和２年度から第１段階の取組を実施しました。今回、令和８年１０月からの第２段階の取組を実施するに当たって、改訂するものです。

（２）活用方針の概要

平成 31 年 2 月に策定した活用方針で整理している内容は次のとおりです。

区分		内容
取組の方向性		これまでの目的ごとの施設整備・運用から、貸室としての機能を中心に、生涯学習活動を含めた地域住民の多様な活動の場を提供する共通基盤とすることにより、全ての地域集会施設において、多様な利用目的に対応できるようにします。
主な検討項目	公民館の位置付けの整理及び生涯学習活動の場の確保	公民館は生涯学習を振興するための社会教育施設としての位置付けを持っていますが、専用の施設を持たない場合でもその振興が可能なのかについて検討を進めます。 その際の主な検討項目は、「生涯学習活動の場の確保」、「地域課題解決に向けた活動機会の拡大」、「推進体制」の３点です。

区分		内容
主な検討項目	利用者負担	多目的の貸室について、部屋の広さに応じた共通使用料を設定することとし、その額は、平成 29 年度の「「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）」を踏まえ、「市費負担割合 50%：受益者負担割合 50%」の考え方に基づき設定します。
	減免	減免については、利用者の固定化や負担の公平性が損なわれることのないよう、真にやむを得ないものに限定することを基本とします。 現在、減免としているもののうち、市民委員会、町内会、地域自治団体の減免については、市が規定しない方向で検討します。 また、社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体については、各地域における施設の設置状況等も踏まえながら、減免規定によらずに助成事業による対応を含めて検討します。その際、併せて、減免又は助成対象の仕組みや認定基準に関する見直しも検討します。
	運営に関する事項	○時間帯区分 一部の施設を除き、いずれも午前・午後・夜間の３区分で運用しており、当面、現在と同じ時間帯区分の３区分を基本とします。 なお、部屋の広さや利用状況に応じて、午後の時間帯の分割などの運用が可能となるよう見直しを検討します。 ○開館時間 現在、いずれの施設も午前９時から午後 10 時までを開館時間としていますが、施設によっては、午後９時以降の利用が少ない状況もあります。 そのため、施設及び地域の状況を勘案しながら、開館時間について、午後９時まで開館する施設と午後 10 時まで開館する施設を設定します。 ○休館日 施設類型によって、年末年始及び祝日の扱いが異なっています。年末年始については、12 月 30 日から翌年の１月４日までを休館日とし、その他祝日については、利用実態を踏まえて整理します。

３　基本的な考え方

活用方針を踏まえ、実施計画において具体的な取組内容を整理する上で必要な事項を、基本的な考え方としてまとめます。

（１）地域集会施設の機能及び事業

地域集会施設のうち、地域活動センターと公民館では事業に関する規定を設けており、これらの施設では、貸室機能と事業が密接に関わっています。特に公民館は社会教育法に基づく専用施設となっています。

それぞれの事業の内容は、地域自治の推進や生涯学習の振興に必要な取組であり、今後も事

業を継続し、さらに市内全域に広げていくためには、一部の施設類型でのみ実施している貸室機能と事業が密接に関わっている運用を見直し、全ての地域集会施設において、それぞれの貸室機能を活用して事業を実施できる環境とすることが、老朽化施設への対応の点からも効率的な取組です。

そのため、地域活動に関する取組や社会教育法第 22 条に規定する事業を、どの地域集会施設においても実施することができるよう、段階的に取組を進めます。

（参考：事業に関する規定）

施設類型	事業に関する規定
公民館	社会教育法（第 22 条） ・定期講座を開設すること ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること ・図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること ・体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること ・各種の団体、機関等の連絡を図ること ・その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること
地域活動センター	旭川市地域活動センター条例（第３条） ・地域活動に関する情報の収集及び提供 ・地域活動に参加する機会の提供 ・地域活動に関する交流及び協働の促進 ・その他市長が必要と認める事業

（２）公民館の位置付け及び生涯学習活動の場の確保

公民館は、社会教育法第 23 条で営利を目的とした事業などの禁止事項等があることから、地域集会施設の共通基盤化による施設の効率的な活用を図るため、法に基づく公民館の位置付けを持たない施設とすることについて検討し、令和５年８月に旭川市教育委員会がまとめた「今後の公民館の運営について」において、「公民館を社会教育法に基づく施設として維持していく考え」としております。

これを受け、各地域集会施設の位置付けを踏まえ、可能な範囲で生涯学習の振興に係る事業の実施を確保していくための推進体制等について検討します。

（３）進め方

全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境とするため、各種見直しや事業構築を進めていくことが必要です。その際、現在の利用者に対して、活動場所の確保などの影響ができるだけ生じないよう、現状を踏まえて段階的に実施します。

第１段階は、令和２（2020）年度から実施しており、第 2 段階は令和８（2026）年 10 月からの実施を予定しています。その後は、運用状況等も踏まえながら、必要に応じて実施計画を修正し、全庁的な使用料手数料の見直しにあわせて第 3 段階へ移行します。

～ 将 来 像 ～ 全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備	
第１段階の実施前	○貸室機能と事業が密接に関わっている施設と貸室機能のみの施設が混在している。 ○公民館については、他の地域集会施設と比べて、利用者負担額と減免の扱いが異なっている。
第１段階（令和２（2020）年度～）	
第１段階での主な取組	○施設の開館時間及び休館日の見直し ○利用者負担額の改定（部屋の広さに応じた共通使用料（利用料金施設においては、利用料金の上限額）の導入） ※改定料金の上限を改定前の 1.5 倍としており、公民館及び農村地域センターにおいては共通使用料に到達していない。 ○住民センター等で市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しを実施 ○公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを変更
第２段階（令和８（2026）年 10 月～）	
第２段階での主な取組	○公民館について、社会教育法の位置付けを維持していくものとして整理 ○利用者負担額の改定 ○公民館及び農村地域センターで減額対象となっている社会教育団体等について、共通の基準を作成
第３段階に向けた主な取組	○全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検討 ○減免の見直しを検討
第３段階（時期未定）	
第３段階での主な取組	○利用者負担額の改定

4　実施計画の位置付け等

（１）実施計画の位置付け等

実施計画は、施設再編計画のうち地域集会施設に関する具体的な取組内容を整理するものです。

（２）実施計画の構成

実施計画について、施設再編計画及び活用方針との関係や構成は次のとおりです。

（視点）公共建築物の老朽化への対応
旭川市公共施設等総合管理計画第１期アクションプログラム施設再編計画

公共建築物のうち、地域集会施設に関する取組

地域集会施設の活用方針（平成 31 年２月策定）

〇取組の方向性
〇主な検討事項と考え方（利用者負担、減免、運営、公民館の位置付け及び生涯学習活動の場の確保）

地域集会施設の活用に関する実施計画

第１章　実施計画の概要
実施計画において具体的な取組内容を整理する上で必要な事項
〇地域集会施設の機能及び事業
〇公民館の位置付け及び生涯学習活動の場の確保
〇進め方

第２章　施設の効率的な活用に向けた取組
施設の効率的な活用に向けた取組を示すもの
〇設置目的・名称　　〇指定管理者による管理
〇事業　　〇使用料及び利用料金の設定基準等
〇開館時間及び休館日　〇減免　等

第３章　生涯学習の振興
生涯学習の振興に関する取組の整理

第２章　施設の効率的な活用に向けた取組

１　施設の効率的な活用に向けた取組の考え方

活用方針や第１章「３　基本的な考え方」のほか、指定管理者との意見交換や公民館利用団体を対象としたアンケート調査の内容も参考としながら、施設の効率的な活用に向けた取組を進めていくための考え方は次のとおりです。

（１）将来像を見据えた段階的な取組の検討

将来、全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境を整備していくためには、現行の利用者負担額や減免の扱いなどについて、できるだけ考え方をそろえていくことが必要となることから、段階的に各種見直しを進めます。

（２）市が明確に定める部分と指定管理者に委ねる部分

受益者負担割合の見直しや部屋の広さに応じた共通使用料の設定等により、第１段階においてほぼ全ての貸室において、利用者負担額が変わり、第２段階においてもこれを継続します。また、減免についても見直しを進めます。このため、施設管理者と利用者の間で混乱が生じないよう、利用者負担額に関する事項については、市が明確に基準を設けます。

施設運用に関する事項は、地域の状況や施設の利用実態を踏まえて、全日を通した利用や午後の時間の分割利用等の時間帯区分、開館時間などについて、指定管理者が対応できるようにします。

（３）管理運営手法

地域集会施設の管理運営形態は、直営と指定管理者制度（使用料又は利用料金制度）に分かれています。直営の地域集会施設については、地域における受皿団体の状況や市民サービスへの影響等を考慮しながら、指定管理者制度への移行を検討します。

（４）指定管理業務委託料の見直し

指定管理者制度（利用料金制度）で管理運営を行っている施設は、料金改定に伴う指定管理者の収入に応じた委託料の見直しが必要です。なお、第１段階では、受益者負担割合の見直しにより指定管理者の収入が減る見込みであったため、委託料を増額しました。

２　施設の効率的な活用に向けた取組内容

施設の効率的な活用を図るために必要な取組について、それぞれ、現状及び今後の主な取組内容を示します。

（１）設置目的・名称

①　現状及び第１段階での主な取組

現状

・施設類型ごとの条例等及び設置目的、施設名称は次のとおりです。

施設類型	条例等及び設置目的	施設名称
住民センター	旭川市住民センター条例（第１条） 本市は、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、もって住みよい地域社会の形成に寄与するため、住民センターを設置する。	東部住民センター、北部住民センター、永山住民センター、神居住民センター
地区センター	旭川市地区センター条例（第１条） 本市は、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、もって住みよい地域社会の形成に寄与するため、地区センターを設置する。	末広地区センター、豊岡地区センター、忠和地区センター、啓明地区センター、神楽岡地区センター、新旭川地区センター、北星地区センター、春光台地区センター
公民館	社会教育法（第 20 条） 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 旭川市公民館条例（第１条） 本市は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基く公民館を設置する。	中央公民館、永山公民館、東旭川公民館、神楽公民館、末広公民館、江丹別公民館、東鷹栖公民館、神居公民館、西神楽公民館、北星公民館、新旭川公民館、春光台公民館、愛宕公民館、東光公民館
農村地域センター	旭川市農村地域センター条例（第１条） 本市は、農村地域における生産及び社会活動を支援し、並びに農村と都市との交流の促進を図り、もって本市の農業の振興に資するため、旭川市農村地域センターを設置する。	西神楽農業構造改善センター、東旭川農村環境改善センター、旭正農業構造改善センター、永山ふれあいセンター、東鷹栖農村活性化センター

施設類型	条例等及び設置目的	施設名称
地域活動センター	旭川市地域活動センター条例（第１条） 本市は、地域住民が自主的に地域のために行う非営利の活動（以下「地域活動」という。）を支援するとともに、地域住民の交流及び協働を促進し、もって活力ある地域社会の形成及び地域主体のまちづくりの実現に寄与するため、地域活動センターを設置する。	末広地域活動センター、 緑が丘地域活動センター
地区体育センター	旭川市地区体育センター条例（第１条） 本市は、地域住民の心身の健全な発達、健康の増進並びに体育及びスポーツの普及振興を図り、住みよい地域社会を形成するため、地区体育センターを設置する。	東地区体育センター

第１段階（令和２（2020）年度～）での主な取組
○公民館について、社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型（設置目的を含む。）と施設名称の見直しを検討し、旭川市教育委員会が令和５年８月に「今後の公民館の運営について」（※）をまとめました。「今後の公民館の運営について」において、「公民館を社会教育法に基づく施設として維持していく考え」としています。

※参考

「今後の公民館の運営について」（令和５年８月）より

３．答申を踏まえた公民館の在り方

地域集会施設の活用方針では、公民館が専用の施設を持たない場合でも生涯学習の振興が可能なのかについて検討することとしており、公民館の位置付けの見直しについて、社会教育部で検討することになりました。

こうしたことから、位置付けの見直しについて、専門的な立場から意見をもらうため、社会教育委員会議に諮問し、社会教育委員会議では専門検討会を設置して審議を重ね、令和４年５月２４日に「旭川市における公民館の位置付けの見直しについて（答申）」（以下「答申」という。）が答申されました。

答申では、「本市における公民館の位置付けについては、社会教育法に基づく施設として維持することが望ましく、市民の学習機会を提供する「場」であるという観点から更にソフト面、機能面に対して充実を図っていくことが重要であるとの結論に達しました。」とまとめられています。

（以下省略）

４．今後の運営に当たって

公民館の運営に当たっては、「地域集会施設の活用方針」や「地域集会施設の活用に関する実施計画」においても課題提起されている、施設の老朽化という大きな課題があります。答申を踏まえた公民館の在り方としては、公民館を社会教育法に基づく施設として維持していく考えでありますが、その手法については、施設の利用状況や利用者ニーズを的確に捉えながら財源や施設の有効活用など、様々な視点から検討していく必要があります。

（以下省略）

② 今後の主な取組

第２段階（令和８（2026）年 10 月～）での主な取組
○公民館について、「今後の公民館の運営について」（令和５年８月）を踏まえ、社会教育法に基づく位置付けを維持します。また、公民館以外の地域集会施設についても、現行の施設類型を継続します。
第３段階（時期未定）に向けた主な取組
○各施設の設置目的等を踏まえた上で、可能な範囲で全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含め、多様な利用目的に対応できる環境とすることを目指します。

（２）事業

①　現状及び第１段階での主な取組

現状

・公民館及び地域活動センターについて、施設が行う事業に関する規定を設けています。

・事業に関する規定の内容は、次表のとおりです。

施設類型	事業に関する規定
公民館	社会教育法（第 22 条） ・定期講座を開設すること ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること ・図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること ・体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること ・各種の団体、機関等の連絡を図ること ・その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること
地域活動センター	旭川市地域活動センター条例（第３条） ・地域活動に関する情報の収集及び提供 ・地域活動に参加する機会の提供 ・地域活動に関する交流及び協働の促進 ・その他市長が必要と認める事業

第１段階（令和２（2020）年度～）での主な取組
変更していません。

②　今後の主な取組

第２段階（令和８（2026）年 10 月～）での主な取組

変更は予定していません。

第３段階（時期未定）に向けた主な取組

〇各施設の設置目的等を踏まえた上で、可能な範囲で全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含め、多様な利用目的に対応できる環境とすることを目指します。

〇全ての地域集会施設において、公民館及び地域活動センターが行う事業の実施を検討します。

（３）開館時間及び休館日

①　現状及び第１段階での主な取組

現状

・各施設類型の開館時間及び休館日は、次表のとおりです。

施設類型	開館時間	休館日
住民センター	午前９時から午後９時まで（注１）	12 月 30 日から翌年の１月４日まで
地区センター		
公民館	午前９時から午後 10 時まで	国民の祝日に関する法律に規定する休日（注２）並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに１月２日から４日まで
農村地域センター		12 月 30 日から翌年の１月４日まで
地域活動センター	午前９時から午後９時まで（注１）	
地区体育センター	午前９時から午後 10 時まで	

（注１）住民センター、地区センター及び地域活動センターの開館時間は午後９時までですが、臨時的に午後 10 時までの開館も可能です。

（注２）東旭川公民館及び西神楽公民館は、農村地域センターとの複合施設であり、国民の祝日に関する法律に規定する休日も開館しています。

第１段階（令和２（2020）年度～）での主な取組

〇住民センター、地区センター及び地域活動センターについて、午前９時から午後 10 時までの開館時間を午前９時から午後９時までに変更しました。なお、臨時的に午後 10 時までの開館も可能としました。

〇年末年始については、12 月 30 日から翌年の１月４日までを休館日としました。

②　今後の主な取組

第２段階（令和８（2026）年 10 月～）での主な取組

〇地区体育センターについて、次表のとおり、午前９時から午後 10 時までの開館時間を午前９時から午後９時までに変更します。なお、臨時的に午後 10 時までの開館も可能とします。

施設類型	開館時間（現状）	開館時間（令和８年 10 月～）
地区体育センター	午前９時から午後 10 時まで	午前９時から午後９時まで

第３段階（時期未定）に向けた主な取組

〇開館時間及び休館日については、施設利用や地域の状況等を勘案し、必要に応じて、見直しを検討します。

（４）指定管理者による管理

①　現状及び第１段階での主な取組

現状

・現行の管理運営は、直営と指定管理者制度（使用料又は利用料金制度）の２つの形態により行われています。

・各管理運営形態の施設の内訳は、次表のとおりです。

区分		施設類型等
直営		○西神楽公民館及び春光台公民館を除く公民館 ○農村地域センターのうち、東旭川農村環境改善センター
指定管理者制度	使用料	○公民館のうち、西神楽公民館及び春光台公民館 ○東旭川農村環境改善センターを除く農村地域センター
	利用料金制度	○住民センター ○地区センター ○地域活動センター ○地区体育センター

第１段階（令和２（2020）年度～）での主な取組
変更していません。

②　今後の主な取組

第２段階（令和８（2026）年 10 月～）での主な取組
変更は予定していません。
第３段階（時期未定）に向けた主な取組
○施設の管理運営について、地域における受皿団体の状況や市民サービスへの影響等を考慮しながら、指定管理者制度への移行を検討します。

（５）使用料及び利用料金の設定基準等

① 現状及び第１段階での主な取組

現状

・「「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）」（以下「取組指針」という。）に基づき、共通の使用料及び利用料金（以下「料金」という。）を設定しており、料金は次表のとおりです。

区分〔面積〕	時間帯区分		料金（現行）		
			共通料金	公民館	農村地域センター
多目的室Ａ〔50 ㎡未満〕	午前		210 円	210 円	210 円
	午後		280 円	280 円	280 円
	夜間	午後 9 時まで	210 円	―	―
		午後 10 時まで	280 円	280 円	280 円
	１時間当たり		70 円	70 円	70 円
多目的室Ｂ〔50 ㎡以上 100 ㎡未満〕	午前		510 円	360 円	360 円
	午後		680 円	480 円	480 円
	夜間	午後 9 時まで	510 円	―	―
		午後 10 時まで	680 円	480 円	480 円
	１時間当たり		170 円	120 円	120 円
多目的室Ｃ〔100 ㎡以上 200 ㎡未満〕	午前		1,110 円	750 円	―
	午後		1,480 円	1,000 円	―
	夜間	午後 9 時まで	1,110 円	―	―
		午後 10 時まで	1,480 円	1,000 円	―
	１時間当たり		370 円	250 円	―
多目的室Ｄ〔200 ㎡以上（多目的室Ｅを除く）〕	午前		1,500 円	1,500 円	930 円
	午後		2,000 円	2,000 円	1,240 円
	夜間	午後 9 時まで	1,500 円	―	―
		午後 10 時まで	2,000 円	2,000 円	1,240 円
	１時間当たり		500 円	500 円	310 円
多目的室Ｅ（体育室等）〔400 ㎡程度以上（同程度の貸室（部屋）を含む。）〕	午前		2,880 円	1,500 円	1,890 円
	午後		3,840 円	2,000 円	2,520 円
	夜間	午後 9 時まで	2,880 円	―	―
		午後 10 時まで	3,840 円	2,000 円	2,520 円
	１時間当たり		960 円	500 円	630 円

・午前（午前９～12 時）・午後（午後１～５時）・夜間（午後６～９時又は 10 時）の３区分で設定しています。ただし、末広地域活動センターは１時間単位となっています。

・取組指針において、改定する料金の上限は改定前の 1.5 倍と定められており、公民館及び農村地域センターの一部の貸室は、前回の改定時に共通料金に到達していません。

第１段階（令和２（2020）年度～）での主な取組

【貸室区分】

〇施設類型ごとに名称や区分の考え方が異なっていたものを、部屋の広さに応じた料金設定としました。

【利用時間帯区分】

変更していません。

【使用料及び利用料金】

〇取組指針に基づき共通の料金を設定しました。

・過去（平成 26～29 年度）の施設運営にかかった費用から算出しました。

・貸室及び共用部分に関するコストの負担割合について、住民センター、地区センター、地域活動センター（一般）及び地区体育センターは「市費負担０％：受益者負担 100%」、公民館、農村地域センター及び地域活動センター（地域活動団体）は「市費負担 50%：受益者負担 50%」であったものを、次表のとおり、全ての地域集会施設で「市費負担 50%：受益者負担 50%」に統一しました。

施設類型	負担割合 （令和元年度以前）	負担割合 （令和２年度以降、現状）
住民センター 地区センター 地域活動センター（一般） 地区体育センター	市費負担　　０％ 受益者負担 100%	市費負担　　50% 受益者負担　50%
公民館 農村地域センター 地域活動センター（地域活動団体）	市費負担　　50% 受益者負担　50%	

② 今後の主な取組

第２段階（令和８（2026）年 10 月～）での主な取組

〇料金の改定案は次表のとおりです。

区分（面積）	時間帯区分		改定料金案（増減）			
			共通料金	公民館		農村地域センター
					末広・東鷹栖	
多目的室Ａ（50 ㎡未満）	午前		300 円（＋90 円）	300 円（＋90 円）	290 円（＋80 円）	300 円（＋90 円）
	午後		400 円（＋120 円）	400 円（＋120 円）	390 円（＋110 円）	400 円（＋120 円）
	夜間	午後 9 時まで	300 円（＋90 円）	―	―	―
		午後 10 時まで	400 円（＋120 円）	400 円（＋120 円）	390 円（＋110 円）	400 円（＋120 円）
	１時間当たり		100 円（＋30 円）	100 円（＋30 円）	―	100 円（＋30 円）
多目的室Ｂ（50 ㎡以上 100 ㎡未満）	午前		630 円（＋120 円）	540 円（＋180 円）	530 円（＋170 円）	540 円（＋180 円）
	午後		840 円（＋160 円）	720 円（＋240 円）	700 円（＋220 円）	720 円（＋240 円）
	夜間	午後 9 時まで	630 円（＋120 円）	―	―	―
		午後 10 時まで	840 円（＋160 円）	720 円（＋240 円）	700 円（＋220 円）	720 円（＋240 円）
	１時間当たり		210 円（＋40 円）	180 円（＋60 円）	―	180 円（＋60 円）
多目的室Ｃ（100 ㎡以上 200 ㎡未満）	午前		1,410 円（＋300 円）	1,110 円（＋360 円）	1,090 円（＋340 円）	―
	午後		1,880 円（＋400 円）	1,480 円（＋480 円）	1,450 円（＋450 円）	―
	夜間	午後 9 時まで	1,410 円（＋300 円）	―	―	―
		午後 10 時まで	1,880 円（＋400 円）	1,480 円（＋480 円）	1,450 円（＋450 円）	―
	１時間当たり		470 円（＋100 円）	370 円（＋120 円）	―	―

区分 （面積）	時間帯区分		改定料金案（増減）			
			共通料金	公民館		農村地域センター
					末広・東鷹栖	
多目的室Ｄ （200 ㎡以上（多目的室Ｅを除く））	午前		2,190 円 （＋690 円）	2,190 円 （＋690 円）	―	1,380 円 （＋450 円）
	午後		2,920 円 （＋920 円）	2,920 円 （＋920 円）	―	1,840 円 （＋600 円）
	夜間	午後 9 時まで	2,190 円 （＋690 円）	―	―	―
		午後 10 時まで	2,920 円 （＋920 円）	2,920 円 （＋920 円）	―	1,840 円 （＋600 円）
	１時間当たり		730 円 （＋230 円）	730 円 （＋230 円）	―	460 円 （＋150 円）
多目的室Ｅ （400 ㎡程度以上）	午前		3,540 円 （＋660 円）	2,250 円 （＋750 円）	2,200 円 （＋700 円）	2,820 円 （＋930 円）
	午後		4,720 円 （＋880 円）	3,000 円 （＋1,000 円）	2,940 円 （＋940 円）	3,760 円 （＋1,240 円）
	夜間	午後 9 時まで	3,540 円 （＋660 円）	―	―	―
		午後 10 時まで	4,720 円 （＋880 円）	3,000 円 （＋1,000 円）	2,940 円 （＋940 円）	3,760 円 （＋1,240 円）
	１時間当たり		1,180 円 （＋220 円）	750 円 （＋250 円）	―	940 円 （＋310 円）

・午前（午前９～12 時）・午後（午後１～５時）・夜間（午後６～９時又は 10 時）の３区分で設定しています。ただし、末広地域活動センターは１時間単位となっています。
・取組指針において、改定する料金の上限は改定前の 1.5 倍と定められており、公民館及び農村地域センターの一部の貸室は共通料金に到達していません。
・公民館のうち、末広公民館及び東鷹栖公民館（本館）については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和７年度に施設照明をＬＥＤ化したため、本来料金からＬＥＤ効果額を差し引いています。

【貸室区分】【利用時間帯区分】
　変更は予定していません。

【使用料及び利用料金】
〇取組指針に基づき共通の料金を設定します。
・過去（令和４～６年度）の施設運営にかかった費用から算出しています。

第３段階（時期未定）に向けた主な取組

【貸室区分】【利用時間帯区分】

〇利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

【使用料及び利用料金】

〇取組指針に基づき共通の料金を設定します。

（６）減免

①　現状及び第１段階での主な取組

現状

・主な減免は次表のとおりです。公民館及び農村地域センターは規則等で、地区体育センターは利用料金規程で減免を規定しています。

施設類型	減免対象		減免額
公民館	【規則】	・社会教育関係団体、社会福祉団体及び地域自治団体が本来の活動のために使用するとき。	５割減額
		・旭川市、旭川市教育委員会等が主催する事業に使用するとき。	免除
		・その他旭川市教育委員会が必要と認めたとき。	減額又は免除
		【運営要綱】 生涯学習活動団体	５割減額
農村地域センター	【規則】	・農業団体、社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体が本来の活動のために使用するとき。	５割減額
		・その他市長が必要と認めたとき。	減額又は免除
		【運営基準】 旭川市等が公務で使用する場合。	免除
		生涯学習活動団体	５割減額
地区体育センター	【利用料金規程】	・身体障害者、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。（体育室を除く。）	免除

第１段階（令和２（2020）年度～）での主な取組

住民センター等において、市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免を廃止しました。

②　今後の主な取組

第２段階（令和８（2026）年 10 月～）での主な取組

〇公民館及び農村地域センターで減額対象となっている社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体について、両施設共通の基準を作成します。

第３段階（時期未定）に向けた主な取組

〇生涯学習活動団体についての令和５年度行政評価及び令和５年度包括外部監査の意見等（※）を踏まえ、減免の見直しを検討します。

※参考

「令和５年度行政評価」より

個別施設に対する評価

施設名	２次評価
公民館、公民館分館	【方向性：見直し】 各施設の将来像の達成に向けた取組が十分ではないことから、実施手法を見直す必要がある。 ［見直しの内容］ ・老朽化施設や耐震性が低い施設への対応、自動車の普及などの背景を含め、現在の施設数の維持を前提とせずに、それぞれの施設の在り方を整理した上でその実現に向けた取組を進めること。 ・生涯学習活動団体に対する減免制度の見直しを進めるほか、各団体からの年会費徴収を検討するなど収支面の改善を図ること。

「令和５年度　包括外部監査の結果に関する報告書」より

第３　監査各論

Ⅲ. 使用料

２．監査結果と意見

（2）減免基準の適正化

①減免の範囲の再検討について【意見】

市では、一律の基準を設定することは、施設の設置目的等が多様であることや、法令等の規定や各施設の設置目的を考慮しながら各施設にて減免の範囲を決定している。このことは、各施設の状況を考慮して減免の範囲を決定することができ、真に減免を必要とする利用者を個別の実情を踏まえた上で決定できるとも考えられる。しかしながら、減免の取扱いについては真にやむを得ないものに限定すべきという観点から設定されるべきものであるがその範囲が広くなりすぎている可能性がある。

あくまで一例であるが、勤労者福祉会館では、「女性・勤労青少年・高齢者・障害者・ボランティア」等が減免の対象となっている。女性のみを減免の対象としており、性別で料金を変えるのは今の時代にそぐわないと考えられる。また、西神楽農業構造改善センターを減免使用料で利用した団体を査閲したが、「真にやむを得ないもの」であるか疑問を感じる団体も見受けられ、それらの多くは、農村地域センターにおける使用料の減額又は免除に関する「旭川市農村地域センター施設運営基準」第 4 条第 1 項オが規定する「旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱に基づく登録団体が本来活動のために使用するとき。」に該当するものであり、範囲が広すぎるとも考えられることから真にやむを得ないものといえるか疑問が残るところである。

以上のことから、取組指針に従い減免基準について見直しを検討すべきである。なお、減免の範囲を厳格に設定するため、減免の利用率を一定割合以下にするような指針を定めることも有用であると考えられる。

（７）その他運用等に関すること

① 現状及びこれまでの主な取組

現状

〇公民館では、社会教育法第 23 条に禁止事項が規定されているほか、運営において、飲食を伴う部屋の利用を制限していますが、令和２年４月から、公民館以外に利用できる施設がない地域では飲食を認めています。

飲食等	条件等
貸室内での飲食	団体の目的又は本来的な活動に付随するもの
公民館での飲酒	団体の目的又は本来的な活動に付随するもの
	構成員の過半数が地域住民である団体
	地域内に飲食（飲酒を含む）を提供する施設がない公民館 江丹別公民館、西神楽公民館 分館：東旭川公民館 日の出分館・瑞穂分館 東鷹栖公民館 第３分館・第４分館 神居公民館 上雨紛分館 西神楽公民館 就実分館

〇公共施設予約システムについては、一部の地域集会施設で次のとおり導入しています。

導入時期	導入施設	備考
令和３年 10 月	緑が丘地域活動センター	
令和６年 10 月	北部住民センター	
	神居住民センター	空き状況の確認のみ
令和６年 12 月	公民館	一部の分館を除く。

② 今後の主な取組

今後の主な取組

〇公共施設予約システムの導入施設の拡大を検討します。

〇公民館において建築年数経過による老朽化等の課題が生じていることから、公民館の在り方の検討を進めます。

第３章　生涯学習の振興

１　現状と課題

公民館は、生涯学習振興の中心的な役割を担っており、生涯学習の振興のため、家庭教育支援、青少年教育、成人学習、高齢者学習などの各種事業を実施しているほか、生涯学習活動団体をはじめとする各種団体に対して活動場所を提供しています。公民館の現状と課題は次表のとおりです。

項目	実績	現状と課題
公民館 利用者数	令和元年度：647,423 人 令和２年度：373,447 人 令和３年度：337,660 人 令和４年度：432,487 人 令和５年度：455,158 人 令和６年度：457,980 人	コロナ禍で施設の使用中止等もあり利用者数が大幅に減少したものの、ここ数年は増加傾向にある。 一方で、利用者数の増加も鈍化しており、人口減少や少子高齢化、コロナ禍を経た生活様式や個人の意識の変化などを踏まえると、コロナ前の水準に利用者数が回復することは難しいものと考えられる。
公民館登録 生涯学習 活動団体数	令和２年：642 団体 令和３年：632 団体 令和４年：585 団体 令和５年：559 団体 令和６年：529 団体 令和７年：512 団体 ※各年 4 月 1 日現在	生涯学習活動団体においては、構成員の高齢化や新たな団体加入者が少ないといった課題を抱えており、更にコロナ禍による団体活動の停滞や中止といった影響もあり、登録団体数は年々減少傾向にある。
公民館事業 参加者数	令和元年度：105.056 人 令和２年度：　39,758 人 令和３年度：　30.370 人 令和４年度：　42,111 人 令和５年度：　52,468 人 令和６年度：　55,188 人	事業参加者数について、コロナ禍において事業自体が減少したことから、参加者数も減少していたが、ここ数年は増加傾向にある。 一方で、事業参加者数の増加も鈍化していることから、より魅力のある事業の実施やオンラインの活用など、ソフト面においても充実を図る必要がある。
施設の状況	―	公民館は一部を除き、1980 年代、1990 年代に建築された施設が多く、いずれの施設も築 30 年を超え、各種部材や設備が更新時期を迎えるなど、建物の老朽化が進行している状況にある。

公民館の利用者数や事業参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度・３年度と大きく減少し、その後は増加傾向にあるものの、人口減少や少子高齢化の進展等により、コロナ禍前の令和元年度の水準まで回復することは難しい状況となっています。

また、公民館は地域住民の生涯学習活動に応える身近な学習、交流及び発表の場であると同時に、各世代の課題や社会の要請を踏まえた学習機会を提供するという重要な役割がありますが、施設の老朽化が進行しております。今後の人口減少を見据えると、現在の公共建築物の総量をそのまま維持す

ることは困難であると考えられることから、公民館としては、機能を踏まえた施設の在り方（21 ページ参照）のほか、生涯学習機能の提供方法を検討していく必要があります。

２　今後の取組の方向性

旭川市教育委員会では、本計画に基づき、公民館の社会教育法に基づく位置付けの見直しを検討し、令和４年５月の旭川市社会教育委員会議からの「旭川市における公民館の位置付けの見直しについて」の答申を踏まえ、令和５年８月に策定した「今後の公民館の運営について」において「答申を踏まえた公民館の在り方」を次のとおりまとめました。

「今後の公民館の運営について」

３．答申を踏まえた公民館の在り方

地域集会施設の活用方針では、公民館が専用の施設を持たない場合でも生涯学習の振興が可能なのかについて検討することとしており、公民館の位置付けの見直しについて、社会教育部で検討することになりました。

こうしたことから、位置付けの見直しについて、専門的な立場から意見をもらうため、社会教育委員会議に諮問し、社会教育委員会議では専門検討会を設置して審議を重ね、令和４年５月２４日に「旭川市における公民館の位置付けの見直しについて（答申）」（以下「答申」という。）が答申されました。

答申では、「本市における公民館の位置付けについては、社会教育法に基づく施設として維持することが望ましく、市民の学習機会を提供する「場」であるという観点から更にソフト面、機能面に対して充実を図っていくことが重要であるとの結論に達しました。」とまとめられています。

また、答申では、本市における公民館の位置付けを見直す際の視点として、以下の７つの視点についても示されております。

視点１　公民館を社会教育施設として維持する必要性
視点２　地域に応じた社会教育の場を確保する必要性
視点３　機能維持のための人材の必要性
視点４　組織化支援に係わる機能の確保の必要性
視点５　地域の実態に応じ、公民館の個性化を図る必要性
視点６　ＩＣＴの活用の必要性
視点７　今後の学びの在り方を検証する必要性

社会教育部としては、公民館によっては、施設の老朽化や耐震性に問題を抱えている施設もありますが、地域における社会教育の場として、答申のとおり公民館を社会教育法に基づく施設として維持していくことが望ましいと考えております。

一方で、旭川市公共施設等総合管理計画に基づく施設再編等の取組を進める必要があり、人口減少や少子高齢化など本市を取り巻く様々な状況の変化により、将来に渡って、全ての公民館を現状のまま維持することができるとは言い切れないと考えていますが、そういった場合においても、上記答申の７つの視点等を踏まえ、公民館の機能を維持していく必要があると考えております。

これを受け、本市では公民館を今後も社会教育法に基づく施設として維持します（８～10 ページ参照）。

また、生涯学習の振興に係る今後の取組の方向性としては、地域における生涯学習の場については、旭川市公共施設等総合管理計画に基づく施設再編等の取組を見据えながら、市民の生涯学習の機会の確保と他の地域集会施設も含めた活動の場の維持を検討します。

なお、本計画に基づく取組により、地域集会施設については、貸室の面積区分に応じた共通の料金設定となり、これまでと比べ、より利便性の良い施設を選択することが可能となったところです（14～18 ページ参照）。一方で、公民館では使用料が減免される生涯学習活動団体等について、地域集会施設においては、農村地域センターでの取扱いは同様ですが、その他の住民センター等では減免の対象となっていないことから、活動場所を拡大するためには減免の見直しが必要であり、令和５年度行政評価や令和５年度包括外部監査の意見等も踏まえ、第３段階に向けて減免の見直しを検討します（19・20 ページ参照）。

地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂版）

令和元年（2019 年）８月　策定
令和８年（2026 年）　月　（改訂版）策定

旭川市行財政改革推進部公共施設マネジメント課
〒070－8525　旭川市７条通９丁目
電　話　　0166－25－9836（直通）
ＦＡＸ　　0166－24－7833
E-Mail　　kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp